

宇部市立中学校の新たなスポーツ・文化活動体制整備協議会 概要

1 日 時 令和5年8月21日(月) 14:00～16:00

2 場 所 宇部市役所 第2委員会室

○「地域クラブへの移行」について

会員 1

「開始までのスケジュール」が示されているが、「〇年〇月」など具体的な時期を入れて示すことはできないのか。

会長(司会)

まだはっきりした時期を発表できない。「地域クラブ設立の手引き」が完成し、地域移行が始まれば、スケジュールのイメージを持てるようになると思うが、現段階では未定の部分が多い。

○「宇部市地域クラブ設立の手引き(素案)」の内容について

会員 2

P.10の「〇〇は、宇部市地域クラブ認定申請を受けたときは申請内容を審査し、認定の決定または不決定を示すものとする」とあるが、〇〇は誰を指すのか。

事務局

協議会の会長か、宇部市教育委員会教育長か、どちらかの名前が入るのではないのでしょうか。

会員 1

〇〇は「宇部市」が入り、宇部市が最終責任者になるのではないのか。

会長(司会)

そうですね。協議会の意見としては「宇部市」ということにしましょう。

会員 3

P.6「保険への加入」の「保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中や保護者による送迎中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容を検討すること」とあるが、『保護者による送迎中』は外した方がよい。スポーツ保険では、車による事故については保険の適用外である。「活動場所への移動中に事故等があった場合にも」に直した方がよいのではないのか。

会長(司会)

提案通りに変更します。

会員 4

P.2「要件」について、宇部市に認定されたクラブが要件を守らなかった場合、「認定を取り消す」などの文言を入れた方がよいのではないのか。

事務局

その文言は、手引きの中に入れます。

会員 2

P.5②「活動時間」に「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休日は原則として3時間程度」とあるが、本当に守ることができるのか。

会員 1

学校が管理している学校部活動の活動においては活動時間を守れている。地域クラブになった場合に、それを管理する機能は弱まるのではないのか。

会長（司会）

スポーツ少年団にも同様の「活動時間」の制限はあるのか。

会員 5

手引きと同じような制限はあるが、全ての少年団を見てまわることができない。

会員 2

文化活動団体は長い時間やらないので、2時間ぐらいが妥当である。

会員 4

中体連の大会に出るための条件として、この制限を守らなければならない。「活動時間の制限」についての文言は残しておいた方がよい。

会員 6

地域クラブの「活動時間の制限」は誰がするようになるのか、とても難しい。

会長（司会）

現在、全てのスポーツ少年団が参加する会議があるが、それと同様に、全ての地域クラブが集まる会議を実施し、「活動時間の制限」について、守れていなければ指導を入れたり、時間管理の大切さを啓発したりする機会や仕組みを設けることが必要だ。

○地域クラブと学校との連携について

会長（司会）

学校部活動が完全に地域移行した後も、「学校と連携する体制が整備される」必要があるのか。

事務局

国のガイドラインに示されているように、地域クラブと学校との連携は必要だと考えています。

○競技団体や大会等への参加登録について

会員 7

「二重登録」になるような状況があるのか。

会員 4

中体連の大会については、二重登録での出場はできない仕組みである。二重登録して大会に出場できると読み取れる文言は削った方がよい。

○実証事業について

会員 3

東岐波中学校の剣道部については、少年団と総合型地域スポーツクラブで連携して、チーム登録し、地域クラブに移行する。卓球部も地域クラブ化に向けて進めているところである。また、陸上の指導者を確保できる見通しがついたので、陸上の地域クラブができるかもしれない。

○統括コーディネーターから

統括コーディネーター

各中学校の校長からの聞き取りや各種目の顧問会との協議から、地域クラブの指導を希望している教職員はとても少ない状況だということが分かった。また、学校部活動が無くなった場合、わざわざ地域クラブに行ってまで活動しようとする生徒も少ないのではないかという意見も挙げられた。

柔道や剣道については、少年団等が受け皿になる可能性が高い。可能なところから早急に地域

クラブに移行していきたい。

○終わりに

会員 8

大学生や企業、官公庁にも声をかけて、地域移行の輪に入ってもらわなければならないと思う。

事務局

今日の協議内容を盛り込んだ「手引き」をHPで公開し、パブリックコメントを受け付けます。市民からの意見を反映させて、10月中旬を予定している次回協議会で「手引き」の内容を最終決定します。